

仕 様 書

1 件名

令和 8 年度電波監視用機器等の校正の請負

2 主管課及び引取り・返却場所

東北総合通信局 電波監理部 監視調査課

〒980-8795 仙台市青葉区本町三丁目 2-23 仙台第 2 合同庁舎内 14 F

3 校正対象機器

別紙のとおり

4 納入期限

令和 9 年 2 月 26 日(金)

5 校正の実施

【一般事項】

- (1) 校正は、国立研究開発法人情報通信研究機構、電波法第 102 条の 18 第 1 項の規定に基づく指定校正機関、計量法第 135 条の規定に基づく指定校正機関、同法第 144 条の規定に基づく登録事業者又は「3 校正対象機器」の製造事業者のいずれかにより実施することとし、機器の特性等に応じて、複数の校正実施機関により分割して校正を実施することも可能とする。
- (2) 校正完了機器には、校正を行った年月又は年月日及び校正済みを示す標章をシール、ステッカー等の類で貼付すること（様式適宜）。また、校正証明書及び試験成績表は、内容を改変できない形式の PDF 等の電子データにて提出すること。
- (3) 校正実施中も代替で利用できる機器が残るよう、主管課が指定する機器については、A 日程及び B 日程の 2 回に分けて校正を実施すること。
- (4) 校正対象機器の搬出入、運搬及び梱包等（以下「搬出入等」という。）は請負人において負担すること。搬出入等の実施にあたっては、以下によること。
 - ア 事前に主管課と日程を調整の上、実施すること。なお、搬出入等が可能な時間帯は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - イ 振動等により校正対象機器に故障、事故等が生じないように、十分な措置を講ずること。
- (5) 搬出入等の過程において、請負人の責に帰すべき事由により校正対象機器に損

傷、紛失等が生じた場合は、請負人が全額負担にて原状回復又は同等品による代替を行うこと。

- (6) 校正実施中に、不具合等が生じた場合は、速やかに主管課に申し出ること。修復については、別途協議を行うこと。

【校正内容】

- (7) 校正項目及び校正点数

ア 周波数特性(MHz)：最低計測周波数、中間計測周波数及び最高計測周波数の3ポイントを含む計測器の製造事業者の仕様基準に準じた校正

イ 電力特性[リニアリティ](W)：中間計測電力及び最高計測電力の2ポイントを含む計測器の製造事業者の仕様基準に準じた校正

- (8) 「3 校正対象機器」の製造事業者の仕様基準に合致するように実施すること。

6 その他

- (1) 仕様に関する疑義については、主管課に申し出てその指示に従うこと。
(2) 本書に記載されていない事項が発生した場合は主管課に申し出てその指示に従うこと。

以上

校正対象機器一覧

項番	機種名	型式名	メーカー名	製造番号	校正日程	備考
1	周波数計付電力計	DX-M-28B	フジソク	116780	A	
2	周波数計付電力計	DX-M-29C	株式会社岩手村田製作所	122071		1,000MHzのパワー測定を除く
3	スペクトラムアナライザ	MS8911B	アンリツ	702060		
4	スペクトラムアナライザ	RSA306	テクトロニクス	B012754		スペアナ機能のみ校正
5	ハンドヘルド・アナライザ	N9960A	キーサイトテクノロジー	MY58511254		
6	ハンドヘルド・アナライザ	N9962A	キーサイトテクノロジー	MY58511258		
7	ハンドヘルド・アナライザ	N9960B	キーサイトテクノロジー	MY63201090		
8	Radio Communications Test Set	3500A	E R O F L E X	300203096		
9	シグナルアナライザ	MS2830A	アンリツ	6272760823		
10	周波数計付電力計	DX-M-29C	株式会社岩手村田製作所	122070	B	
11	スペクトラムアナライザ	MS2720T	アンリツ	2101030		
12	ハンドヘルド・アナライザ	N9960A	キーサイトテクノロジー	MY58511264		
13	ハンドヘルド・アナライザ	N9960A	キーサイトテクノロジー	MY58511265		
14	ハンドヘルド・アナライザ	N9962A	キーサイトテクノロジー	MY58511246		
15	標準信号発生器	SMB100A	ローデシュワルツ	114462		
16	サイトマスタ	MS2089A	アンリツ	2603010		
17	メジャリングレシーバ	FL-2051B-01	株式会社 T F D	24128-01		

※校正日程A終了後に測定器等受取後に校正日程Bの校正を行う